

東久留米市の地域密着型サービスの運営に関する連絡会

～地域密着型通所介護(デイサービス)、ほか

平成 28 年 6 月 9 日(木)17 時 30 分から

東久留米市役所 7 階 701 会議室

【参加事業所等(敬称略)】

地域密着型通所介護事業所

認知症対応型通所介護事業所

居宅介護支援事業所

在宅介護支援センター

地域包括支援センター

東久留米市 福祉保健部 介護福祉課

Memo

目次

東久留米市における今後の地域密着型サービスの運営について

小規模な通所介護から地域密着型通所介護への移行に伴う先般の説明会におきまして、調整事案とした「他市利用の取り扱い」など地域密着型サービスの運営に関する現時点での考えをご報告します。
今後厚生労働省からの通知や Q&A 等により変更する場合がありますのでご了承をお願いします。

- 1 地域密着型サービス事業所の整備(予定)等の状況 … P.1
- 2 地域密着型サービスの他市利用の取り扱い … P.2
- 3 平成 28 年 4 月以降の「運営推進会議」等の協議会の実施 … P.3
- 4 人員、設備及び運営に関する基準 … P.4
- 5 指定、更新、変更の手続き … P.4
- 6 宿泊サービス(消防設備) … P.6
- 7 主なご質問の Q&A … P.7

(別紙資料)

資料 1 地域密着型通所介護事業所マップ

資料 2 他市利用の基準と手続きフロー

資料 3 運営推進会議の実施方法(参考)

資料 4 スプリンクラー等の消防用設備の整備について

1 地域密着型サービス事業所の整備(予定)等の状況

介護保険事業計画の第5期(平成24年度～26年度)および第6期(平成27年度～29年度)において、計画的に整備を図ってきています。第6期中には34事業所となる予定です。

(1)「①認知症対応型共同生活介護」は、平成26年度、東部に1か所整備し、現在6事業所

(2)「②小規模多機能型居宅介護」は、平成26年度、東部に1か所整備し、現在2事業所

(3)「③認知症対応型通所介護」は、平成28年5月、東部に1か所整備し、現在3事業所

(4)「④地域密着型通所介護」は、平成28年4月、23か所が都から権限移譲(※)

・事業所一覧は、資料1「地域密着型通所介護事業所マップ」を参照

(5)「⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、平成28年8月、西部に1か所整備予定

分類	サービス名称(略称、注釈等)	整備数(カッコ内は5期6期)				
		全体	東部	中部	西部	
①	住居型	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	6	1 (1)	2	2
②	多機能型	小規模多機能型居宅介護(通所・訪問・宿泊)	2	(1)		1
③	通所型	認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)	3	1 (1)		1
④	通所型	地域密着型通所介護(小規模なデイサービス)	23 (※)	3	12	8
⑤	訪問型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1			(1)

2 地域密着型サービスの他市利用の取り扱い

地域密着型サービスの利用者は、原則として、指定をした市町村の被保険者のみですが、「④地域密着型通所介護」については、4月に「小規模な通所介護」から「地域密着型サービス」に移行した経過と、「他市被保険者の利用率が高い傾向」があります。

今後において、地域密着型サービスの利用者事業者の双方を支援していく責任が市町村に生じたことから、「市内事業所への他市被保険者の受け入れ(他市事業所への当市の被保険者の利用)」＝他市利用につきまして隣接する保険者間で慎重に協議を重ねた結果を報告します。

あわせて、「①認知症対応型共同生活介護」「②③⑤の通所型と訪問型のサービス」に関しても、隣接市との協議を踏まえた対応を図っていく考えです。

分類	サービス名称(略称、注釈等)	市民割合	隣接市	その他市外
① 住居型	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	100%	不同意	不同意
② 多機能型	小規模多機能型居宅介護(通所・訪問・宿泊)	100%	個別判断	不同意
③ 通所型	認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)	100%	個別判断	不同意
④ 通所型	地域密着型通所介護(小規模なデイサービス)	約 60%	協定締結	個別判断
⑤ 訪問型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	個別判断	不同意

- (1) 「市民割合」について
 - ・④のみ地域密着型になる前(3月31日以前)から利用している他市被保険者がいます
- (2) 「隣接市」とは
 - ・小平・東村山・清瀬・西東京の4市と、新座市の保険者
- (3) 「その他市外」とは
 - ・隣接市以外の区市町村(=隣接市の外周の区市町村)
- (4) 「不同意」について
 - ・地域密着型サービスの原理原則に基づき他市利用を認めません
 - ・①は、「市民待機者」がいることから「隣接市」も含めて認めません
- (5) 「個別判断」で他市利用を認める場合の理由の例
 - ・市民の利用希望がなく、欠員がある場合等の合理的な理由がある場合
 - ・④は、要支援(介護予防通所介護)から介護(地域密着型通所介護)になった場合
 - ・④の「隣接市」で、「協定締結」を行っていない場合
- (6) 「協定締結」について (介護保険法第78条の2第4項第4号及び同条第9項関係)
 - ・保険者間で「協定」を締結し、事業所指定同意の手続きを緩和する協定です
 - ・協定書の締結状況(「協議中」「未定」の場合は、「(5)個別判断」になります)

保険者	締結状況	対象サービス	適用日
小平市	協議中	—	—
東村山市	協議中	—	—
西東京市	締結済	地域密着型通所介護	平成28年4月1日
清瀬市	締結済	地域密着型通所介護	平成28年4月1日
埼玉県新座市	未定	—	—

・他市利用の取り扱いは、資料2「他市利用の基準と手続きフロー」を参照

3 平成 28 年 4 月以降の「運営推進会議」等の協議会の実施

「運営推進会議」とは、地域との連携を図るため、利用者や利用者家族、地域代表者（自治会や民生委員など）、市職員または地域包括支援センター職員などで構成され、各事業所で設置する協議会です。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、「介護・医療連携推進会議」といいます。

これら協議会では、提供するサービス内容等を明らかにし、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を目的としています。

【既設で実施している「運営推進会議」】

事業所	事業所数	会議開催	年間開催数	備考
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	6	1回/2か月	36	(※)せらびは、GH をメインに小規模と同時に開催しているため開催数は半分になっています
小規模多機能型居宅介護	1 (2) ※	1回/2か月	6 (12) ※	

【28 年 4 月以降設置が義務化された「運営推進会議」「介護・医療連携推進会議」】

事業所	事業所数	会議開催	年間開催数	備考
認知症対応型通所介護 (デイサービス)	3	1回/半年	6	28 年 4 月から義務化
地域密着型通所介護 (デイサービス)	23	1回/半年	46	
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護(8 月開設予定)	1	1回/3 か月	4	

⇒ 年間開催総数推計値 … 約 98 回(27 年度までは 42 回)

・実施方法は、資料3「運営推進会議の実施方法(参考)」を参照

4 人員、設備及び運営に関する基準等の整備（「地域密着型通所介護の創設」に伴う）

（背景）

小規模な通所介護事業所（利用定員19人未満の予定、要介護1～5の方）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行されました。

※要支援1～2の方が利用する介護予防通所介護については、保険者により介護予防・日常生活支援総合事業の実施（移行）時期が異なりますので、各保険者に確認してください。当市では、平成29年4月から実施の予定です。

（基準等の整備）

市町村における運営基準等の条例制定については施行から1年間の経過期間を設けているため、最も遅い場合には、平成29年3月31日施行で運営基準等の条例を制定することが可能です。

この場合、平成29年3月30日までの間であって、市町村において運営基準等の条例を制定施行していない間については、厚生労働省令で定める基準を適用することになります。

当市においては地域密着型通所介護に係る規定についての条例改正等の時期は未定です。それまでの間は厚生労働省令（詳細は、平成28年2月5日付介護保険最新情報 Vol.514 を参照してください）を適用します。

5 指定、更新、変更の手続き（東久留米市内に所在する事業所向け）

平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所の指定・更新・変更手続きの受付については、事業所の所在地の市町村になります。

※書式等については整備でき次第、ホームページに掲載していく予定です。

注意！東久留米市以外の保険者から指定（みなし指定も含む）を受けている場合、該当保険者にも届出が必要です。届出の方法等は各保険者にお問い合わせください。

1. 新規指定

※新規申請の受け付け開始時期については、現時点で未定です。

a. 必要書類

- ・指定申請書
- ・付表(別紙含)
- ・添付書類一式
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

b. 手続きの流れ

- ① 書類提出(指定予定日の3月前の末日まで)
↓
- ② 書類審査&実地検査
↓
- ③ 指定

2. 指定更新

a. 必要書類

- ・指定申請書
- ・付表(別紙含)
- ・添付書類一式

b. 手続きの流れ

- ① 通知(指定満了日の2月前の末日まで)
↓
- ② 書類提出(指定満了日の1月前の末日まで)
↓
- ③ 書類審査&実地検査
↓
- ④ 指定

3. 変更

a. 必要書類【変更後10日以内に提出】

- ・変更届出書
- ・付表(別紙含)
- ・変更内容により添付書類

4. その他届出書

- ・加算届【毎月15日までに提出⇒翌月からの適用】
- ・廃止・休止・再開届【廃止・休止の場合は1月前までに提出】



事業を廃止・休止するにあたり利用者の方を他事業所へ移行(紹介)することが義務付けられています。

利用者名と紹介先事業所名が記載されている「移行先リスト(任意様式)」を作成し、届出と併せて提出してください。

6 宿泊サービス(スプリンクラー等の消防用設備の整備について)

(1) 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準

指定通所介護事業所の設備を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合は、介護保険制度外の自主事業ですが、泊まりの環境が十分でない等の問題点も指摘されていることなどを踏まえ、利用者保護の観点から、指定通所介護の利用者に対するサービス提供に支障がないかどうかを指定権者が適切に判断できるよう、平成 27 年4月1日から宿泊サービスの内容を届け出るとともに、事故報告の仕組みを構築することとし、基準省令の見直しが行われました。

(2) 宿泊サービスの届出

地域密着型となる小規模通所介護の宿泊サービスの届出については、平成 28 年3月 31 日までに東京都に提出された届出は、現在、当市に書類が移管されています。

平成 28 年4月 1 日以降については、当市に届出をお願いします。

なお、この宿泊サービスの基準については、平成 27 年4月 30 日付け老振発 0430 第 1 号、老老発 0430 第 1 号、老推発 0430 第 1 号発出の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」に基づき、当該指針に沿った事業運営が必要となります。

当市において、独自に基準を制定するまでは、当該指針を踏まえた東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における指定通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成23年4月28日付け23福保高介第203号。以下「都基準」という。)に沿って、届出をお願いします。

(3) スプリンクラー等の消火設備の設置

・資料4「スプリンクラー等の消防用設備の整備について」参照

7 主なご質問の Q&A

Q1 事業所の所在地以外のみなし指定(利用者みなし指定)については、該当する利用者個人に限られた指定とのことだが、利用が終了した際に手続きは必要か。

A1 本則(「個別判断による同意指定」としては、利用が終了した時点でみなし指定も終了することから、廃止届を指定権者(当該利用者の保険者)に提出してください。

ただし、「協定書の締結がある隣接市」の場合には、当該利用者の保険者に確認が必要です。

Q2 住所地特例対象施設である有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居者は、施設所在地市町村にある地域密着型通所介護事業所を利用できるか。

A2 住所地特例対象施設の入居者が利用できる(介護予防)地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に限定されていますが、地域密着型通所介護も対象となりました。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみ利用可能です。

【住所地特例とは】

介護保険の被保険者が、他市町村にある住所地特例対象施設に入所(入居)し、当該施設に住所を変更した場合であっても、引き続き元の住所地の市町村の被保険者になるという制度。

【例】

- ・X通所介護事業所(A市所在)
 - ・Yサ高住(A市所在。住所地特例対象施設)
 - ・Zさん(B市にある自宅からYサ高住に平成27年10月に転居。保険者はB市)
- ⇒ ZさんはB市の被保険者であるが、住所地特例対象者なので、居住するA市の地域密着型サービスを利用することができます。
- X通所介護事業所は、A市の指定でZさんに対するサービス提供が可能。

Q3 実地指導の時期が決まっていたら教えてほしい。

A3 今年度は未定です。

Q4 運営推進会議について

- ① 事業所数が多いので日程調整が難しいのでは
- ② 協議体の構成メンバーの招集や資料作りは

A4

- ① 同一法人の併設事業所以外はまとめて開催することができないので、個別に開催することとなる(23か所予定)。そのため、初年度1回目の開催に当たっては、今後スケジュール調整(アンケートをとるなど)を行う予定。なお、開催時期は、9月以降と考えています。
- ② 各事業所で行っていただきます。ただし、初回に向けては可能な限りのアドバイスをを行います。

Q5 25年4月に事業所の指定を受けている場合のみなし指定の有効期間は。また、指定更新後は、みなしに係る他市利用者の効力は継続されるか

A5 みなし指定の有効期間は、現在の指定有効期間(指定の日から6年間)。ご質問のケースでは31年3月末日まで。31年4月からの指定更新の申請が必要になります。また、みなしに係る他市利用者の効力は、指定更新の際も引き継がれます。

所管部署 東久留米市福祉保健部介護福祉課介護サービス係 担当 田中・松本・水村
〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
電話 042-470-7750(直通) FAX 042-470-7808
Eメール kaigofukushi@city.higashikurume.lg.jp